

平成十八年十二月十二日提出
質問 第二四二二号

近未来通信に関する質問主意書

提出者 田 嶋 要

近未来通信に関する質問主意書

いわゆる近未来通信に関わる一連の問題との関係で、以下質問する。

放送法第五条の二は、広告放送の識別のための措置についての条文であるが、今回の近未来通信と類似の問題、被害の再発防止のためには、その防止手段の一つとして、同条と同等の措置を新聞、雑誌、インターネットなど、メディアの種類を問わず講ずるべきと考えるが、内閣の認識如何。

右質問する。